

大学英語教育学会賞規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、「一般社団法人大学英語教育学会定款」（以下「定款」という。）第5条に基づき、大学英語教育に係る研究者・学術団体・諸機関の実践活動に対する表彰事業を行うために必要な事項を定めたものである。

第2章 大学英語教育学会賞

(名称)

第2条 本学会が、定款の定める表彰事業として与える賞を、「大学英語教育学会賞」（以下「本賞」という。）とする。

(賞の種類)

第3条 本賞は、英語教育における研究または実践上の顕著な業績を通して我が国における大学英語教育の改善と進歩・発展に寄与した個人または団体に対して、原則として年に1度与えられ、学術出版、論文、研究開発、実践、新人発表、新人論文の6部門から成る。

2 本賞学術出版部門は、推薦締切日までの2年間に公刊された、英語教育に関連した分野における高度な学術研究を示す出版物を執筆した会員に与えられる。

3 本賞論文部門は、推薦締切日までの2年間の本学会紀要（支部紀要も含む）等において優れた研究または実践を発表した会員に与えられる。

4 本賞研究開発部門は、推薦締切日までに行われた優れた研究開発（完成度の高い実験研究、調査報告、システムの構築、教材開発等）を行った会員に与えられる。

5 本賞実践部門は、推薦締切日までの2年間に実践された大学、短期大学、または高等専門学校等における英語教育で顕著な成果を挙げた会員に与えられる。

6 本賞新人発表部門は、当該年度の国際大会で最優秀学生発表を行った学生会員に与えられる。

7 本賞新人論文部門は、前年度の学生会員発表枠の発表が Selected Papers に掲載された学生会員に与えられる。

(授賞)

第4条 本賞は、第3条の成果を取めた個人または団体に対して、学会運営規程第4条3項および第13条に定める大学英語教育学会賞・学術出版物選考委員会の選考を経て、理事会が決定し、国際大会で授賞する。

2 本賞の学術出版、論文、研究開発、実践部門は、原則として各部門について年度ごとに1件とする。

3 受賞者に対しては、賞状とともに記念品を贈呈する。

(大学英語教育学会賞運営委員会)

第5条 大学英語教育学会賞運営委員会（以下「本賞運営委員会」という。）は、学会運営規程第4条および第12条に基づき、本賞の運営業務にあたる。

2 本賞運営委員会は、翌年度の授賞のために、候補者の推薦を受け、本賞規程に則った資格審査の上、本賞担当選考委員に選考を依頼する。

3 本賞運営委員会は、理事会の決定を受け、授賞に関する準備を行う。

第3章 推 薦

(推 薦)

第6条 本学会役員、顧問、社員、運営委員、研究企画委員は、会員などから意見を聞いてその意向を反映し、本賞学術出版、論文、研究開発、実践部門について、候補者を本賞運営委員会へ推薦する。

2 推薦締切日は理事会において定める。

3 推薦対象には JACET 会員が最低1名は係っているものとする。

第4章 選 考

(選考委員)

第7条 選考委員は大学英語教育学会賞・学術出版物選考委員会のメンバーが務める。

2 選考委員が候補者になった場合は、選考委員から外れる。なお、選考委員が選考を依頼された対象物が自分の専門外等で、選考が不可能と判断した場合には、その理由をつけ、当該対象物の選考委員辞任を大学英語教育学会賞・学術出版物選考委員会に申し出ることができる。

3 選考委員はその任期中は本規程第6条の推薦を行うことができない。

(選考結果の報告・理事会への提案)

第8条 選考委員は、推薦された対象を「大学英語教育学会賞・学術出版物選考委員会規程」において定める選考基準に従って選考し、最終授賞候補者を原則授賞年度5月の理事会へ提案する。

(選考対象の除外)

第9条 前年に本賞学術出版、論文、研究開発、実践部門に推薦され落選したものは選考の対象としない。

(受賞対象)

第10条 選考の結果授賞が決定した場合、その対象案件に係る JACET 会員はすべて受賞対象とする。

(連続受賞)

第11条 同一人物が連続受賞する場合の規定は定めないが、選考対象となった場合には、随時検討する。

第5章 補則

(改 廢)

第12条 この規程の改廢は理事会の決議を経て行う。

附 則： この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

改 正： 平成25年5月26日 一部改正

平成25年8月29日 一部改正